八　健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ‖　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ‖　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［九・十　略］

十一　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ‖　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ‖　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト‖　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十二　健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ‖　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ‖　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト‖　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

［十三～十八　略］

八　健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

［九・十　同上］

十一　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

十二　健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［十三～十八　同上］

第四条　法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第八号及び第六条第七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ‖　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

ヘ‖　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト‖　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

第五条　法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

六‖　船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

七‖　［略］

八‖　船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ‖　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第四条　法別表第二の四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

二　船員保険法施行規則第二十六条の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第六号及び第六条第六号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

第五条　法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六‖　［同上］

七‖　船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［号の細分を加える。］